

# J A F 四国地域クラブ協議会規約

## 第1章 総 則

### 第1条 (名称)

本組織の名称を、 J A F 四国地域クラブ協議会とする。また、略称を J M R C 四国とする。

### 第2条 (事務局の所在地)

本協議会の事務局は、運営委員長が所属するクラブ、又は団体に置く。

### 第3条 (目的)

本協議会は、四国地域における J A F 登録クラブ及び団体によるモータースポーツ活動の振興と安全の高揚をはかるため、登録クラブ間相互及び一般社団法日本自動車連盟（以下 J A F ）、全国の J M R C 組織との交流を強化することを目的とする。

## 第2章 活 動

### 第4条 (活動)

本協議会は、第3条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

#### 1. 競技振興に関する事項

- ①競技振興に関する事業活動の企画、協議を行う。
- ②各種規則、規定の運用を指導し、その遵守を徹底する。
- ③各種規則、規定の運用にあたり統一見解を設ける必要が生じた場合、その協議を行い J A F との連携を図る。
- ④全国の J M R C 組織との交流を強化するために、 J M R C 全国協議会に加入する。

#### 2. 安全に関する事項

- ①競技の安全性に関する研修の実施。
- ②指導要綱の実施、徹底。

#### 3. スポーツ安全保険に関する事項

J A F 公認競技会における参加者の保険加入に関し、財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に対する団体加入窓口機能。

#### 4. その他、第3条の目的達成に必要な活動を行う。

## 第3章 組 織

### 第5条 (会員)

本協議会の会員は次の通りとする。

本協議会に加入した四国地域の J A F 登録クラブ及び団体（特別団体を除く）とする。

### 第6条 (組織)

本協議会は第3条の目的及び第4条の活動を達成するために次の組織を持つ。

1. クラブ・団体代表者会議
2. 協議会運営委員会
3. 協議会専門部会

### 第7条 (運営)

本協議会は次の通り役員を指名し、各組織の運営に当たる。

運営年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

#### 1. 総会（クラブ・団体代表者会議）

年2回、本協議会により召集され、その運営は本協議会運営委員会が行う。

運営年度初回の招集は、年度開始後速やかに実施し、その運営は前年度本協議会運営委員会が行う。

次に挙げる事由が発生した際は、臨時の総会を開催する。

①運営委員会において必要と認められたとき

②会員の4分の1以上から、会議の目的事項を記載した書面をもって請求があったとき

#### 2. 協議会運営委員会

本協議会運営委員会は、委員長及び役員を置き、年3回の定例会と必要に応じて臨時に開催する。

運営委員は本協議会加入会員の所属構成員から選出する。

本協議会運営委員会は、必要な人材を運営委員に指名できる。

運営委員長及び運営委員会役員は、運営委員の互選により選出される。

#### 3. 協議会専門部会

本協議会は、専門別事項を検討するために、モータースポーツの各カテゴリー等についての専門部会を構成する。

専門部会は運営委員会内に組織され、専門部員で構成される。

専門部員はクラブ、団体の代表者であることを問わず、専門的能力、知識を持つ個人とする。

専門部会長は、運営委員会より選出される。

専門部会は、四国地域で生じた各専門分野の規定、競技会運営上の諸問題について討議を行い、その決議案を本協議会運営委員会に提案する。

#### 4. 監査

本協議会の監査は2名の監査役を置き、本協議会加入会員の所属構成員から選出し、総会で承認を得る。

監査は、原則として運営委員と兼務することができない。

ただし、独立性が担保されることが運営委員会で承認された場合、例外として運営委員と兼務することができる。

#### 第8条（運営委員の職務）

1. 運営委員は、運営委員会を組織する。
2. 運営委員長は、協議会を代表する。
3. 副運営委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長が職務遂行不可能なときは、その職務を代行する。
4. 専門部会長は、所属する専門部会を代表する。
5. 専門副部会長は、専門部会長を補佐し、専門部会長が職務遂行不可能なときは、その職務を代行する。

#### 第9条（監査の職務）

監査は、運営委員会に出席することができる。又、財産の状況及び会務執行の状況を監査し、それらに不正の廉（かど）あることを発見したときは、運営委員会にこれを報告する。

#### 第10条（運営委員役員の任期）

任期は運営年度末までとし、再任は妨げない。

#### 第11条（解任）

運営委員役員が当運営委員会の名誉を著しく損ない又は当運営委員会の目的に多大な不利益をもたらせたときは、運営委員の決議にもとづき解任することができる。

#### 第12条（顧問）

本協議会の運営委員役員を経験した者の中から運営委員長が指名し、運営委員会が承認した者は顧問に就任することができる。

### 第4章 事務局

#### 第13条（事務局）

1. 事務局は、本協議会の会務を処理する。
2. 事務局は四国地域で開催されるすべての会議及び活動の記録を備える。本協議会の決定事項及びその他の情報は、本協議会加入の全クラブ、団体に確実に通知する。
3. 会計担当等、本協議会の会務執行に必要な担当を事務局内に置く
4. 事務局長及び各担当は、運営委員の互選により選出される。
5. 事務局費用等運営に関する諸費用は、本協議会がこれを負担するものとする。

### 第5章 議決

#### 第14条（総会の議決）

1. 総会は、会員の過半数の出席で成立する。議事は、出席者の過半数の賛成で決することとし、可否同数の場合は議長の決するところによる。ただし、本規約の改正については、次条にて定める。
2. やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、他の会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の場合における第1項の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

#### 第15条（規約改正の議決）

本規約の変更については、本協議会運営委員会が審議し決議を得た後、総会にて本協議会会員の過半数の承認を受け行う。

総会に出席できない会員の取り扱いについては、前条第2項に準ずる。

### 第6章 細則

#### 第16条（細則）

本規約に定めるもののほか、本協議会の事業の運営上必要な細則は、本協議会運営委員会の決定により別に定める。

1999年 1月 1日制定施行  
2001年 2月 15日改訂  
2026年 1月 1日改訂